

遠別町立学校における働き方改革行動計画

平成30年10月
(令和4年2月改定)

遠別町教育委員会

はじめに

現在、学校教育には学習指導要領のねらいや社会からの要請により、児童生徒に対する指導の一層の充実が期待されています。

そのためには、教職員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいをもって勤務することにより、学校教育の質を高めることのできる環境の構築が必要となります。

しかし、平成28年度に北海道教育委員会が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では、教育職員の長時間労働の実態が明らかとなり、時間外勤務の縮減に向けた「働き方改革」の必要性が求められています。

については、令和3年3月に北海道教育委員会において改訂された、学校における働き方改革「第2期北海道アクション・プラン」に基づき、『遠別町立学校における働き方改革行動計画』を改訂し、教育委員会と学校との連携による働き方改革に向けた業務改善を推進することとしました。

今後においても、学校、家庭、地域、行政が緊密に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教育職員が教育活動に専念できる環境の整備に努めてまいります。

1. 行動計画の性格

・遠別町教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則第3条第3項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものである。

- ・ 町内の全ての学校が働き方改革を進めるため、教育委員会が本計画を策定し、学校の取り組みを促すものである。
- ・ 本計画については、今後の国や北海道の動向、学校における取組状況などを踏まえ、関係機関と協議し必要に応じて適宜見直しを行う。

2. 取組の方向性

- ・ これまでの働き方を見直し、教育職員が業務の質を向上させるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることにより、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い、教育の質を高めるといった、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取り組みを実行する。
- ・ 学校における働き方改革は、学校はもとより、国、地方公共団体、さらには家庭、地域等を含めた全ての関係者が、それぞれの立場で学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教育職員という仕事の特性を考慮しつつ、勤務時間の短縮に向けて取り組んでいくことが重要である。

3. 教育委員会の役割

- ・ 教育委員会は、遠別町立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施するとともに、学校等の取組を進めるための支援を行う。
- ・ 教育委員会は、時間外勤務縮減に係る各学校の取り組みについて適切に把握するとともに、指導助言に努めるものとする。

4. 学校の役割

- ・ 学校長は、時間外勤務等の縮減に向け、日頃から教育職員の勤務状況や校務の進捗状況を把握し、教育職員の健康管理、校務分掌の見直しによる業務処理体制の改善等に努めるものとする。

5 行動計画が目指す目標

- ・ 本計画に掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、目標を次のとおり設定し、早期実現を目指す。
- ① 教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は42時間）以内、1年間で360時間（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は320時間）以内とする。
 - ② 部活動休養日を全ての部活動で設定する。

- ・毎週1日以上（月曜日～金曜日）の部活動休養日を実施すること。
 - ・毎週、土曜日、日曜日のどちらか1日の部活動休養日を実施すること。
週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。
 - ・学校閉庁日は部活動休養日とし道民家庭の日（毎月第3日曜日）は可能な限り休養日とするよう努めること。
- ③ 変形労働時間制を必要に応じ全町立学校で活用する。
 - ④ 定時退勤日を全町立学校で月2回以上設定する。
 - ⑤ 学校閉庁日を全町立学校で、年9日以上設定する。

6 取組の検証

- ・教育委員会及び学校は、北海道教育委員会が提供する検証結果に基づき進捗状況を把握し、P D C Aサイクルを活用して改善に努めるものとする。

7 具体的な取組み内容

- ・教育委員会及び学校は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行う。

I 教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備

◇ 働き方改革手引き「R o a d」の積極的な活用

教育委員会は、学校における働き方改革に関する道内外の好事例を収集すると共に、教職員が本来の業務に専念できる環境の整備に向け、業務の効率化や集約化の検討を積極的に進める。

◇ 学校課題に応じた専門スタッフ等の配置促進

各学校の課題に応じて教育相談員、スクールカウンセラー、パートナーティチャー、特別支援教育支援員、外国語指導助手等の配置及び派遣を行うとともに、部活動の指導体制については、国や北海道等の動向を踏まえ、外部講師の掘り起こしや育成に努める。

◇ I C Tを積極的に活用した業務等の推進

学習履歴などの教育データを活用し、自動的かつ継続的なデータの取得や情報共有の即時化により、校務を効率化させ、教職員の事務作業にかかる時間の減少を図るため、I C T環境の充実を進める。

◇ 校務支援システムの利活用の促進

教育委員会及び学校長は、校務支援システムの利用促進に取り組み、校務に要する時間及び会議時間等の短縮に努める。

◇ 地域との協働による学校を応援・支援する体制づくり

地域でどのような子どもを育てるか、何を実現していくかなどのビジョンを明確にし、学校を中心に、家庭と地域とが一体となって子どもを育て「地域とともにある学校づくり」に向け、コミュニティスクールの効果的な運用について検討を進める。

II 部活動に係る負担の軽減

◇ 部活動休養日等の設定

生徒や担当教員の健康・安全及びけがの防止や心身のリフレッシュを図るため、部活動の休養日等を次のとおり設定する。

- ① 部活動休養日の実施学期中は、週あたり2日以上休養日（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替える。）こと。また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は可能な限り休養日とするよう努めること。
- ② 部活動の活動時間1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とすること。
- ③ 特定の教職員に負担が偏らないよう、複数顧問の配置を基本とする。

III 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

◇ 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

出出勤の適切に管理し、教職員の在校時間を客観的に計測・記録し公表するとともに、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録する。また、子育て又は介護を行う職員が意欲を持って職務に従事することができるよう職場環境づくりを主体的に進めるとともに、女性職員の活躍推進の観点から、男性職員の家庭生活への関わりを深めることが不可欠であると認識し、職員が両立支援制度を適切に活用することができるよう積極的に行動する。なお、各学校の管理職員は、修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮に努める。

◇ ワークライフバランスを意識した働き方の推進

学校長は職員がワークライフバランスの視点を積極的に取り入れる意識改革が図られるよう、月2回以上の「定時退勤日」を設け、教職員の意識啓発の徹底に努める。

◇ 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- ① 校長は、「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標を設定する。
- ② 人事評価の面談において管理職員が職員と業務改善に向けた意識の共有を図る。

◇ 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中における「学校閉庁日」を次のとおり設定する。

- ① 夏季休業期間 8月15日前後の3日間に設定することを基本（夏季休業期間内で、学校の事情に応じて設定することも可）とする。
- ② 冬季休業期間 年末年始の休日は、全道統一の学校閉庁日とする。
なお、サービス上の取り扱い等については、次のとおりとする。
ア. 年次有給休暇、夏季休暇、週休日の振替等とする。
イ. 休暇の取得を強制しない。
ウ. 出勤も可。この場合、開場・施錠は出勤する者の責任で行い、管理職員の負担軽減に努めること。

◇ 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

教職員の在校等時間を客観的に計測・記録し公表するとともに、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録する。勤務時間の管理については、労働安全衛生法の改正により、校長やサービス監督者である教育委員会等に求められている責務であることが明確にされたことを踏まえ、教育委員会は、具体的な方法を検討し、在校している時間を客観的に計測しICTの活用やタイムカード等により記録するシステムの早期構築に努めることとする。

◇ 保護者や地域住民への理解促進

教育委員会及び各学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教職員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付けることとする。

IV 教育委員会による学校サポート体制の充実

◇ メンタルヘルス対策の推進

学校職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックの実施や健康相談体制の早期確立に努める。

◇ 調査業務等の見直し

教職員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、実施の必要性を踏まえ、精査、見直しを行うとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう引き続き取り組んでいく。

◇ 勤務時間等の制度改善

休憩時間にかかる制度改正や、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における3時間45分の勤務時間の割振り変更、1年単位の變形労働時間制の導入など、制度が有効に活用されるよう、指導・助言を行う。

◇ 適正な勤務時間の設定等

教育委員会は労働基準法等の規定に基づき、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行う。

◇ 教育課程の編成・実施に関する指導・助言

各学校で、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回る授業時数を計画している場合には、教育課程の編成・実施に当たっても教職員の働き方改革に十分配慮するよう必要な指導・助言を行う。

◇ トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に、適切に対応することができるよう、福祉部局・警察等、各関係機関との連絡体制の確立など、連携・協力体制を強化する。

◇ 研修の精選・見直し

可能な限り重複を避けるよう促すとともに、研修報告書等についても、過度な負担とならないよう簡素化を図る。また、オンライン研修の実施など、学校や教員の負担を考慮した効果的・効率的な研修の実施に努めるとともに、長期休業期間中の研修については、国、道の通知等を踏まえながら精選を検討する。

◇ 若手職員への支援

若手教員が初任段階教員研修等の機会等を活用し、働き方改革の観点も含め、指導主事等による指導・助言を受けられる機会を設ける。また、各学校においては、若手教員が得意とする分野の能力を積極的に学校運営に生かすとともに、若手教員の日頃の様子を観察・把握し、一人で仕事を抱えていたり、悩んでいたりする場合には、すぐに声掛け等を行い、優れた教材や指導案、業務の参考となる資料を共有するほか、必要に応じて業務を補助するなどして、若手教員が孤立することのないよう支援する。

◇ 教頭への支援

校長を助け、校務を整理するなど、学校運営の要である教頭が、各種調査等への対応や学校内外の調整等により、特に長時間勤務とならないよう、次の項目を中心に業務負担の解消に向けた取組を進める。

- 1 調査業務の見直しや簡素化などの取組を進める。
- 2 事務職員等との役割分担を図る。

◇ 研究指定の見直し

学校における調査研究事業について、その必要性を精査するとともに、教

職員の業務負担に配慮し、研究テーマの精選や書類の簡素化、報告書の形式を含めた成果発表の在り方等についての必要な見直しを行う。

◇ 学校行事の精選・見直し

学校行事の精選や取組内容の見直し、準備の簡素化を推進するとともに、次の取組を積極的に促す。

- ① 学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を活用したりするなどして、負担軽減を図ること。
- ② 地域行事と学校行事の合同開催など、行事の効果的・効率的な実施を検討すること。
- ③ カリキュラム・マネジメントの観点から、学校行事と教科等の関連性を見直し、従来、学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めること。

◇ 学校が作成する計画等の見直し

新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行う。また、学校単位で作成される計画について、業務の適正化や計画の機能性の向上、カリキュラム・マネジメントの充実の観点も踏まえ、当該計画の内容や学校の実情に応じ、可能な限り統合して作成されるよう指導・助言を行う。なお、各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、学校の実情に応じ、複数の教員が協力して作成し共有するなどの取組を推進する。

◇ 学校の組織運営に関する見直し

教育委員会は、各学校に設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行う。

◇ 留守番電話やメールによる連絡対応や押印の省略等

教育委員会は、非常災害の場合や児童生徒等の指導に関し緊急の必要性がある場合を除き、教職員が保護者や外部からの問合せ等への対応を理由に時間外勤務をすることのないよう、緊急時の連絡方法を確保した上で、留守番電話の設置やメールによる連絡対応等の取組を進める。また、各学校や地域の実情を踏まえつつ、可能なものから、学校提出書類への押印の省略、学校と保護者間の連絡手段のデジタル化に向けた取組を進める。

V 学校における働き方改革の推進にあたっての留意事項

- 1 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。

この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定

するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。

- 2 教育委員会及び学校の管理職員は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。
- 3 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- 4 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。教育委員会及び学校の管理職員は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。

平成30年10月 策定

令和 2年 4月 一部改定

令和 4年 4月 一部改定